

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、「維持管理計画策定業務特記仕様書」のとおりとする。

維持管理計画策定業務特記仕様書

1. 業務目的

「港湾施設の技術上の基準を定める省令」（以下、省令）の改正及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」（H19国土交通省告示第364号）（以下、告示）により、港湾施設を供用期間にわたって要求性能を満足するよう、計画的かつ適切に維持管理するために必要な「維持管理計画書」の策定が義務づけられた。

本業務は、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成26年7月）」（国土交通省港湾局）及び「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（平成27年4月）」（国土交通省港湾局）に基づき施設の点検診断を行い維持管理計画書の策定を行うものとする。なお、「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（増補改訂版）」（財団法人港湾空港建設技術サービスセンター発行（平成20年12月））（以下、「手引き」）等を参考にし、業務を行う。ただし、「ガイドライン」等は改訂された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

2. 業務内容

（1）協議打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間1回、業務完了時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。当初及び最終は、管理技術者が立会するものとする。

（2）計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画立案した業務計画書を作成する。

本業務における関係者と事前に協議を行い、業務計画書に反映すること。

（3）資料収集整理（共通指針準拠型）

維持管理計画書を作成するにあたり対象施設の設計図書及び工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。工事竣工書類、施設台帳、設計資料等、原則として発注者から提供する。それ以外にも必要な数量を収集し整理する。

（4）現地調査

現地に応じて必要な項目の作業を行うこと。

ア 目視調査（1）陸上からの踏査

陸上から目視可能な部材について劣化・損傷状況など目視調査を行い、記録等を整理する。

イ 目視調査（2）海上からの踏査

船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

ウ 潜水調査

潜水士により、海面下の部材について劣化・損傷等の調査を行い、記録を整理する。

エ 浮標灯調査

浮標灯及び海面下のくさり等の部材について劣化・損傷等の調査を行い、記録する。

オ 水深測量

航路及び泊地について、海底の状況を知るためにマルチビーム水深測量を行い、調査記録する。

(5) 結果の検討（共通指針準拠型）

収集整理された資料および現地等の調査結果を基に地区にある対象施設の維持管理計画書を作成する。

(6) 報告書作成（策定業務・調査業務・水深測量）

維持管理策定業務の業務報告書、及び調査測量等業務の報告書を「手引き」等を参考に業務目的、調査内容、調査結果を整理して、業務の報告書を作成する。

3. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出するにあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するものとする。報告書の印刷・製本は2部とし、電子納品は正・副合わせて2枚とする。

新規維持管理計画書については、各施設ごと及び地区ごとにA4チューブファイルに製本を行い、電子データも作成する。提出部数についてはA4チューブファイルを1部、電子データを2部とする。

一般点検及び詳細点検を行った施設等については、点検結果を各維持管理計画書に追加事項として差し込み、電子データも同じように差し込んだデータを2部作成する。

なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

4. その他

上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。